## 令和3年度取組内容(女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表)

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
	<u> </u>	①定時退庁日の取り組みを継続して実施するとと		PARTICIPATE OF ARCHITICAL STATE
↑ 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」	(1)長時间勤伤の解消、   超過勤務の縮減	①足時返り日の取り組みを極続して実施するとと  もに、システムによる在庁時間の把握等を通じた	下 州 3 牛 及 以	尹則叩卫の徹底 10日10時中令当ばの実施
月 版 割 6 万 以 早 の 推 進	た旦、10回 宝月 7万 V 7 村日 / 収	もに、システムによる任月時間の危煙寺を通した  実効性のある超過勤務縮減策に取り組みます	阵候的·关旭  (一部実施中)	超過勤務事前確認シートにより超過勤務の事前申請を徹底(平成29年度か
		夫別性のめる妲廻勤務陥拠束に取り組みより	(一部美施甲)	
		  ②長時間勤務の解消はじめ、全庁的な超過勤務の	√小 √∓	(1)庁内の体制整備
		②女时间動務の胜用はしめ、主圧的な処画動務の	松松	庁内働き方改革推プロジェクトチームを開催し、庁内の働き方改革について検
		縮減に向け、庁内の働き方改革を推進する観点か		討・実施(平成30年度~)
		ら、業務内容の見える化や抜本的な業務の見直		(2)研修の実施
		し、AI・RPAといった革新技術を用いた業務		
		改善策、執務環境の整備等に取り組みます		3年目・8年目・新任係長級・新任課長補佐級研修において、働き方改革の推
				進にかかる研修を実施(令和3年度拡充)
				(3) 業務の見直し
				・業務のプロセス全体を分析・評価・改善することで抜本的な業務効率化と利
				便性向上を図る「BPR」を導入(定型的な業務や画一的な処理を伴う業務の効
				率化に向けた自動化ツールの導入等)(令和2年度~)
				(4)革新技術の活用
				・自動化ツール(RPA)の導入可能な事務を検討・導入(令和元年度~)
				・AI技術の活用(県及び県内5市町が共同で、住民からの問合せ対応にAI
				チャットボットを導入)(令和元年度~)
				・音声認識ツール(議事録作成支援システム)を導入(令和2年度~)
				・各種紙資料をテキストデータ化するため、クラウドサービスであるAI-OCRを
				導入(令和2年度~)
	(2)柔軟な働き方の推進	①テレワーク、フレックスタイムの更なる周知啓		
		発を行うとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方に		
		資する制度等の導入・拡充に取り組みます	(一部実施中)	(平成29年7月~県内1か所→平成30年7月~県内2か所)
				モバイルワーク用端末の導入
				(平成29年7月~16台→平成31年1月~100台で運用)
				(2)職員用端末のうち2,640台をモバイル化(令和3年度)
				(3)職員用端末のモバイル化に合わせ、各職員の業務や生活状況に応じたより
				柔軟な働き方を実現することを目的に在宅勤務制度を拡充(実施日数の上限
				を撤廃等)
				(4)奈良県版フレックスタイム制の運用(平成29年度~)
	(3)県民ニーズに対応す	①自己啓発休業や修学部分休業、地域コミュニ	令和3年度以	
	るための学び直しの機会	ティへの参加など、県庁の枠を超えて知職・能力	降検討	実施を検討
	の推進	を修得することを積極的に支援します		
		①女性職員を積極的にさまざまな分野・ポストに	継続	大性の管理機をの発用
	かった分野・ポストへの			女性の管理職への登用
	積極的配置			令和3年4月1日 課長補佐級以上の女性管理職
				131名(対前年度比+18名)
				課長補佐級以上の女性管理職率
				16. 9%(対前年度比+1. 8P)
			l .	

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
日一回のグイエ	(5)職員採用試験の受験 者確保	①労働人口減少による採用競争激化への対応や若手人材の不本意な離職を防止するため、新たな採用手法を検討する等、職種を問わず採用活動を継続・強化します	継続	(1)35~45歳を対象とした新たな社会人採用試験を実施。 (2)採用説明会の開催や、パンフレットの配布、個別職場訪問(奈良県庁ナビ)等の実施 (3)募集職種業務説明会のオンラインでの実施や、就活サイトへの活用及びイベントへのブース出展等を実施(R3~)
		②受験者の拡大や、受験者の志望と職務内容とのミスマッチを減らすツールの1つとして、インターンシップの受け入れの拡充に取り組みます	降実施	大学生等を対象とし、県庁インターンシップの実施(新型コロナウイルス感染症に対応するためオンライン形式で実施)
		③仕事と生活の両立を支援する制度の紹介や、それらの制度を活用しながら、活躍する職員のメッセージを親しみやすい形でHPやSNS等を用いて発信するなど、積極的に募集・広報活動を行います	降検討・実施	フレックスタイム制や出産・育児に係る休暇制度等についてパンフレットに掲載・配布し、その内容を県HPに掲載
2.女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくり	合える、風通しのよい職	①女性職員が出産・子育てや昇任などのライフステージの転換期に、仕事と生活の調和を意識しながら、前向きにキャリアをデザインし活躍していくための所修を実施します。 名誉性 は 2 四次		令和3年度に実施した研修(平成28年度から実施) (1)女性職員キャリアデザイン研修 (受講者:係長昇任前の女性職員など25名)
		②管理職・非管理職を問わず、多様性や心理的安全性といった観点を取り入れた働き方改革に関する研修の実施に取り組みます	降実施	実施を検討
		③職員がやりがいをもって働けるよう、例えば日頃の職場内コミュニケーションの充実や上司と部下の1on1ミーティング等の取組を検討するとともに、人事評価制度も活用しながら、キャリア支援や人材育成に取り組みます。	降検討・実施	実施を検討
		④風通しのよい職場環境づくりの障壁となる各種 ハラスメントの防止に取り組みます。	継続	年2回、ハラスメント防止にかかるチラシを各所属に送付し、ハラスメント防止 に係る普及啓発を実施
	の取得促進	①育児休業代替職員の充実、一定の産前・産後休暇や育児休業等の取得者数が生じることを踏まえた採用方針の策定等、代替要員の確保に向けた人事運用面の対応に引き続き取り組みます。加えて、育児休業代替任期付職員では直接の代替が難しい係長級以上の役職者に向けた育児休業等の取得促進にも取り組みます	降検討・実施 (一部実施中)	
		②①に加え、女性活躍推進課が作成した「奈良県パパ産休プロジェクト」動画の活用など、男性の育児休業取得を直接的に促進することに取り組みます	降検討·実施	研修等で休暇・休業取得促進チラシの周知(平成28年度に作成)
		③各種休暇制度について記載している職員向けの「子育てハンドブック」を随時改訂し、WEBサイトへの掲載・メルマガの活用等を通じて職員への周知啓発を図りますまた、介護にかかる各種休暇制度についても、同様に周知啓発を図れるよう検討します	降検討・実施 (一部実施中)	令和4年3月に改定し、庁内メール等にて周知 また、会計年度任用職員向けの「会計年度任用職員の休暇・休業制度ハンド ブック」も、令和3年4月に改定
		④③の「子育てハンドブック」に「子育て計画書」を添付し、周知を図るとともに、職員の仕事と子育ての両立を支援するために管理職が配慮すべき事項等をまとめたチェックリストを作成します	降検討	「子育て計画書」の見直し及び「面談チェックシート」を作成し、子育てハンド ブックと併せて庁内へ周知(令和3年度)
		⑤年次有給休暇及び夏期休暇について、所属全体 での計画的な取得促進を呼び掛けます	継続	年次有給休暇の積極的な活用の促進及び夏季休暇の取得促進について、休 暇を取得しやすい環境づくりを呼びかけるため、庁内へ通知

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
H I EL VV I E		⑥管理職の人事評価項目に、部下の年次有給休暇	令和3年度以降検討・実施(一部実施中) 令和3年度以降検討	従来の人事評価項目(時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進)に加え、必要性の低い業務の廃止、不必要な会議や資料の縮減への取組みに関する項目を追加して運用(平成28年度に追加) (1)不妊治療のための休暇(出生サポート休暇)の新設(常勤職員、会計年度任用職員)(令和3年度) (2)配偶者出産休暇の新設(会計年度任用職員)(令和3年度) (3)育児参加のための休暇の新設(会計年度任用職員)(令和3年度) (4)産前休暇・産後休暇の有給化(会計年度任用職員)(令和3年度)
	てをしている職員のコ ミュニケーションの促進	てもらうチェックシート(子育て計画書)の内容 を見直し、さらに周知啓発を図ります	降検討・実施 (一部実施中)	「子育て計画書」の見直し及び「面談チェックシート」を作成し、子育てハンドブックと併せて庁内へ周知(令和3年度)
	(4)職員の意識・ニーズや実態の継続的な把握	①職員の働き方に対する意識や実態を把握し、取 組につなげていくことを目的に令和元年度から実 施している「職員の働き方に関する意識調査」に ついて、継続して実施し、職員のニーズや実情を 的確に把握します。		職員の働き方に関する意識調査を実施し、分析結果を庁内働き方改革推進PTにおいて共有、庁内周知した。
	(5)子育て中の職員への情報提供・研修	①産休・育休からの復帰を支援するための情報提供や、仕事と生活を調和させ、長く働き続けるための意識づくりのために、子育て中の職員に向けた研修等の取組を継続します。(継続)		令和3年度に実施した研修(平成28年度から実施) (1)子育て支援研修(動画研修) (受講者: 育児休業から復帰した職員 12名(県職員でない職員の配偶者も含む)) ※平成30年度より、夫婦での参加を促し県職員でない職員の配偶者の参加も可とした (2)育休復帰支援研修(動画研修) (受講者: 育児休業中で研修実施日の翌日以降に職場復帰予定の職員 16名)
	(6)【再掲】これまで女性が少なかった分野・ポストへの積極的配置 (7)【再掲】職員採用試験の受験者確保		_	_ _